



2020年10月5日

各位

第95期定時株主総会における議決権行使の集計について

当社は、株主総会における議決権の事前行使の集計を株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社に委託しておりますが、今般、同社から当社第95期定時株主総会において前日の集計の一部が議決権集計結果に反映されていなかったとの報告がありましたので下記のとおりお知らせいたします。

記

当社第95期定時株主総会における議決権行使書の郵送による事前行使の締め切りは、株主総会前日の2020年6月25日午後5時50分到着分までとしておりますが、6月25日到着分の一部について議決権集計結果に反映されておりました。

株主名簿管理人から報告を受けた集計に反映されていなかった議決権行使書の議決権比率は0.17%であり、議案の成否に影響を与えるものではございませんでした。詳細につきましては、訂正臨時報告書をご参照ください。

今後につきましては、株主名簿管理人と協議のうえ、再発なきよう適切な措置を講じてまいります。

株主の皆様には、ご迷惑、ご心配をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

以上

ご参考：三井住友信託銀行株式会社「当社取引先の議決権行使書集計に係る業務についての調査結果のお知らせ」

<https://www.smith.jp/news/2020/200924.pdf>